

項目名	未利用地の情報提供と処分方法の確立		
大綱要旨	未利用地について、公売実施回数を増やし情報提供の拡充を図るとともに、新たな売却方法等の調査・研究を行い、より効果的な処分方法を確立する。		
改革内容	<p>公売地の選定に向けた普通財産の洗い出しおよび現地調査。 公益施設用地および集会所用地調査。(該当町内会等に対する集会所建設の意向確認等)</p> <p>処分促進に向けた公売実施回数(現行 1回/年)の見直しおよび公売物件、入札参加条件等の周知方法の拡充。 新たな処分方法の検討。(入札保証金のあり方や公募抽選方式について、他都市の事例研究等を参考に、市民ニーズ等も考慮しながら公売への参加しやすい環境づくりを検討)</p>		
改革効果	維持管理経費の縮減と処分に伴う土地代金収入、また所有権の移転により市税収入等が見込める。		
実施計画	年度	着手・実施	詳細内容
	14年度		
	15年度	着手	<ul style="list-style-type: none"> ・14年度に引き続きインターネットによるHP上に公売のPRを掲載するほか、年2回の公売を実施する。また、より効果的なPR方法について更に研究する。 ・公売地の選定に向けた現地調査および該当町内会に対し、集会所建設の意向調査の実施。 ・他都市の処分事例等、情報収集を行う。
	16年度	実施	・前年の各種調査結果を基に、新たな処分方法で実践に移す。
	17年度		